

## 学校いじめ防止基本方針

－すべての児童が夢・希望にあふれ生き生きとした学校生活を送れるように－

### はじめに

いじめ問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、学校いじめ防止基本方針を策定する。

## I いじめの定義といじめに対する基本認識

### 1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

### 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、「いじめが認知された場合の早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II 未然防止

### 1 児童や学級・学年・学校の状態の把握

#### (1) 教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大変であり、同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒と場を共にしていく。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

## **(2) 実態把握の方法**

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いる。また、配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う。

## **2 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり**

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を行う。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境になる。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、児童に自己存在感や充実感を与え、いじめの発生を抑える。

### **(1) 児童のまなざしと信頼**

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。そのため、教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員が、児童のよきモデルとなることが、いじめの発生を抑え、未然防止を図るうえでの大きな力となる。

### **(2) 心の通い合う教職員の協力体制**

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したりするなど、気軽に話ができる職場の雰囲気をつくっていくことが大切である。そのためには、校内組織を有効に機能させ、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する必要がある。

### **(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事**

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人に役に立った」という経験をさせ、児童を成長させる。また、教職員は児童へ温かい声かけを行い、「認められる」自己肯定感につなげる。

## **3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる**

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

### **(1) 人権教育の充実**

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。

### **(2) 道徳教育の充実**

未発達な考え方や道徳的価値判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであることから、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていかなければならない。

児童が、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

#### 4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行い、いじめのもつ問題性や保護者には児童の教育に対する第一義的な責任があることを踏まえ、家庭教育の大切さなどを具体的に理解していただく。

##### <保護者へのお願い>

- (1) 規則正しい生活を送らせてください。
- (2) 家庭内でも、「あいさつ」を積極的に交わして、きちんと「返事」をする習慣を身に付けさせてください。
- (3) 保護者は、学校からの便り・通信には必ず目を通し、お子さんから学校での出来事を聞く時間を確保してください。
- (4) 学校行事、P T A活動に積極的に参加し、児童の活動の様子を見てください。
- (5) 他との比較ではなく、お子さんの良い面や頑張っただけでも伸びたことをたくさん褒めてください。
- (6) お子さんの将来の夢や希望について、たくさん話合いをしてください。
- (7) 叱るときは、感情的にならず、お子さんに叱る理由をしっかりと伝えてください。
- (8) ニュースなどで報道されるお子さんと同世代の出来事について、子どもの考え、親の考えを積極的に伝え合ってください。
- (9) 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、P C等は、インターネットにつながる端末であることを理解させ、その利便性と危険性を具体的に教えてください。
- (10) お子さんに関して心配なことがあるときは、「すこやか相談日」に限らず、遠慮なく学校に連絡してください。

### Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知するなど、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

#### 1 教職員のいじめに気づく力を高める

##### (1) 児童の立場に立つ

一人一人の人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る。

##### (2) 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。そのためには、児童の気持ちを受け入れ、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

## 2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認める場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

( 分類 )	( 抵触する可能性のある刑罰法規 )
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	…脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	…刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	…暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	…暴行、傷害
オ 金品をたかられる	…恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	…窃盗、器物破損
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	…強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な事をされる	…名誉毀損、侮辱

## 3 いじめは見えにくいことの認識

### ○いじめは大人の見えないところで行われている。

いじめは大人目の目に付きにくい時間や場所を選んで行われていることを認識する。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態（カモフラージュ）

### ○いじめられている本人からの訴えはない。

いじめられている児童には①親に迷惑をかけたくない ②いじめられている自分だめ人間だ ③訴えても大人は信用できない ④訴えたらその仕返しが怖い などといった心理が働くことを認識する。

### ○ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネットでいじめられている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

## 4 早期発見のための手立て

### 【日々の観察】 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

### 〔観察の視点〕 ～集団を見る視点～

成長段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなど担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。

### 〔生活記録ノートの活用〕 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

気になる児童には、必要に応じて生活記録ノートを書かせ、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。

気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### 〔教育相談（学校カウンセリング）〕 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日ごろから気軽にできる相談できる環境をつくる。また、アンケート実施後に教育相談の時間を設け、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

### 〔いじめ実態調査アンケート〕

定期的にアンケートを実施し、生徒指導委員会を中心に結果の分析、迅速な対応を行う。

○児童には、「学校生活に関するアンケート」を年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）に実施する。

○保護者対象は、年3回（6月・10月・2月）に実施する。

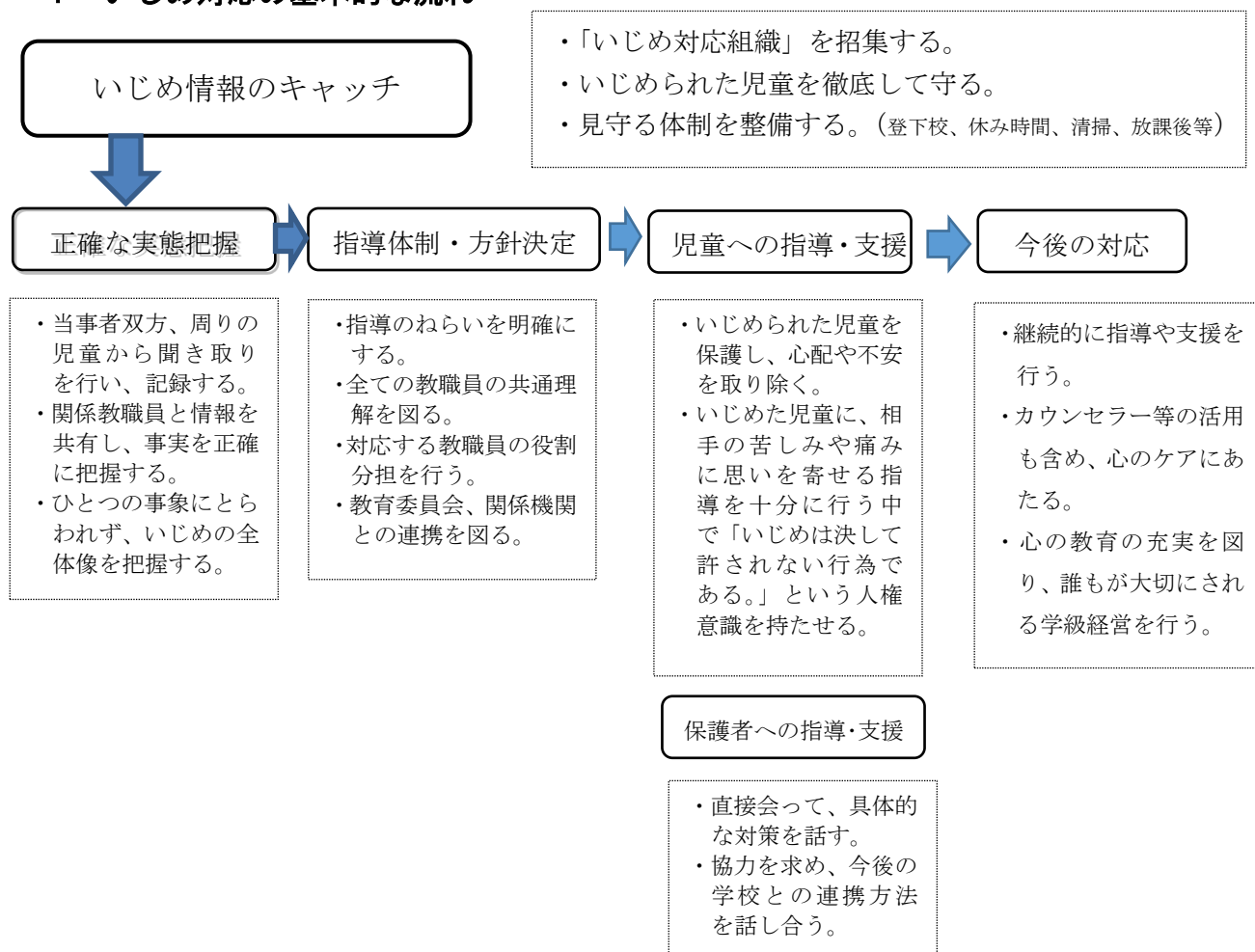
## IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

#### いじめ対応の基本姿勢

- 「いじめは許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識をもち、指導に当たる。
- 校長以下すべての教職員で役割を担い、いじめ問題の解決に当たる。
- 「いじめられている児童の側に立つ」ことによって判断をする。
- いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であることの認識を指導する。

## 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時の緊急対応

学校の教職員がいじめを発見した場合には、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切に指導を行うとともに、直ちに学級担任及びいじめ問題対策委員会に連絡し、管理職に報告する。

相談を受けた場合には、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学級担任及びいじめ問題対策委員会に連絡し、管理職に報告する。

### (1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### (2) 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員(教務・担任・生徒指導主任等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。その後、いじめ問題対策委員会に報告する。

- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

#### 把握すべき情報例

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ・誰が誰をいじめているのか？          | [加害者と被害者の確認] |
| ・いつ、どこでおこったのか？          | [時間と場所の確認]   |
| ・どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたか？ | [内容]         |
| ・いじめのきっかけは何か？           | [背景と要因]      |
| ・いつ頃から、どのくらい続けているのか？    | [期間]         |

### 3 いじめが起きた場合の対応

#### (1) いじめられた児童に対して

##### 〔児童に対して〕

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### 〔保護者に対して〕

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### (2) いじめた児童に対して

##### 〔児童に対して〕

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることを認識させるとともに、いじめられる側の気持ちを理解させる。

##### 〔保護者に対して〕

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### (3) 周りの児童に対して

- ・いじめを自らの問題と捉えられるように指導し、集団の一員として自主的に解決に取り組む態度の育成を図る。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級や学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめの肯定なることを理解させる。
- ・いじめを止めたり知らせたりする行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### (4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

#### (いじめの解消について)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、設定された期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）

## 4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携をする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

### (1) 未然防止のために

学校における情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

#### 〔保護者等に伝えたいこと〕

##### (未然防止の観点から)

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話やスマートフォンを持たせることについて検討する。



- ・インターネットへのアクセスはトラブルの入り口に立っている。知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルも発生しているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

#### （早期発見の観点から）

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

#### 〔情報モラルに関する指導〕

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

##### （インターネットの特殊性を踏まえて）

- ・発信した情報は、多くの人に広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、障害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されるものではないこと
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

## （２）早期発見・早期対応のために

### 〔関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〕

- ・書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童や保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、家庭だけでは解決が困難な事例が多いため、警察等の専門機関と連携して対応する。

### （書き込みや画像の削除に向けて）

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

## 5 重大事態への対応

### （１）重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条より

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、いじめ問題対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- ※いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあった時は、その時点で「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等に当たる。

## **(2) 重大事態の報告**

- 重大事態が発生した場合には直ちに鴻巣市教育委員会に報告するとともに、法第28条第3項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら、本校が主体となって調査を行う。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関において調査を実施する。

## **(3) 調査を行うための組織について**

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ問題対策委員会を母体とし、心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

## **(4) 事実関係を明確にするための調査の実施**

- この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## **(5) 調査結果の提供及び報告**

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど〕について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明するとともに、適時、適切な方法で経過報告も行う。また、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果については、鴻巣市教育委員会にも報告する。

# **V いじめの防止等のための対策のための組織の設置**

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「小谷小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

## **(1) 構成員**

この組織は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、保健主事、特別支援コーディネーター等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任等も加えることができるものとする。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家である教育支援センターの職員（臨床心理士、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー）、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資する。

## **(2) 活動内容**

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・家庭や地域、関係機関との連携
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

## **(3) 開催**

- ・通常年2回開催（生徒指導委員会と兼ねる）するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

## **VI その他**

- 学校いじめ防止基本方針は、HP等で公表し、保護者及び地域の理解と協力が得られるよう努めるとともに、各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。